

第4部 火災対策編

第1章 火災予防

第1節 予防対策

計画の目的

町、消防機関は、連携して防火思想の普及徹底、消防体制の充実強化を図り、火災の被害の未然防止や軽減を図る。

【担当】 ○地域安全課 産業課 消防団

住民の役割

第1 火災予防の推進

1 家庭での火災予防

- (1) 家庭用消火器(1階と2階にそれぞれ)の設置、及び消火器取扱訓練の実施
- (2) 住宅用火災警報器の設置
- (3) タコ足配線の改善やトラッキング火災（コンセント部分にホコリが溜まりショートすることにより発生する火災）の防止
- (4) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- (5) コンロを使用しているときは、その場を離れない
- (6) 子供にはマッチやライターで遊ばせない
- (7) 風の強い時は、たき火をしない
- (8) ストープの周りには、燃えやすい物を置かない
- (9) 家屋及び台所付近の難燃化
- (10) 寝具やカーテンの難燃化
- (11) 放火防止のため、家の周囲に可燃物を置かない

第2 林野火災予防対策の推進

1 発生原因別対策

(1) 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者は、次の事項を遵守する。

- ①火災防止標識板の設置による防火意識の啓発
- ②火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止
- ③危険時期等における入山の制限

(2) 火入れ対策

火入れによる失火の防止に努める。

第3 被害軽減の推進

1 避難経路の確保

- (1) 寝室から戸口までの通路上の障害物除去

- (2) 出入口付近の障害物除去

事業所の役割

第1 自衛消防力の強化

- (1) 自衛消防組織の確立

工場や危険物施設等においては、火災初期における活動の重要性が益々高まってきおり、自衛消防組織を確立強化し、火災に対する初動体制を整備する。

- (2) 消防用設備等の整備充実

火災初期における消火、速やかな火災発生の通知、避難の実施、また消防隊に対する利便の提供などのため、工場等の消防法第17条に規定する防火対象物の管理者は、消防用設備等を充実維持させ、火災による被害の軽減に努める。

町等の役割

第1 火災予防対策に関する指導【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

1 火災予防の徹底

- (1) 防火知識の普及啓発

町、消防機関、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種の事業を通して火災報知器の普及や消火訓練など消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と初期消火についての的確な知識の普及を図る。

また、林野火災は、森林への入山者一人ひとりが火の取り扱いを注意することによってその大部分を防止することができるため、モラルの向上等防火意識の徹底を図る。

- ① 広報活動の推進

- ア 広報車による巡回広報、広報紙、ポスター、チラシ等の配布
- イ 学校等を通じた広報
- ウ 林野火災予防標識、立看板等による啓発
- エ テレビ、ラジオ、新聞等を通じた啓発

- ② 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を啓発する。

- ア 火災防止標識板の設置による防火意識の啓発
- イ 火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止
- ウ 危険時期等における入山の制限

- ③ 火入れ対策

火入れに当たって、町・防災関係機関は、高根沢町火入れに関する条例・塩谷広域行政組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

- (2) 防火管理者の育成

消防本部は、学校、病院、工場棟の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に対して消防計画の策定、消火通報及び消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し資質の向上を図る。

(3) 予防査察の強化、指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物、その他の工作物、物件等の防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

(4) 防火基準適合表示制度等の推進

不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入検査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化、消防設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図る。

(5) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(6) 入山者等への防火意識の啓発

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取り扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民などの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

(7) 森林保全巡視活動

町は、県や林業関係者と連携し、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

第 2 消防力の整備強化【地域安全課・消防本部・消防団】

1 消防組織の充実強化

町及び消防機関は、消防団員の減少やサラリーマン化等の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防用設備等の整備充実

町及び消防機関は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いため、河川等の自然水利を利用した消防水利の整備や耐震性のある防火水槽等の設置など、多様な水利を確保するよう努める。

(1) 河川水の緊急利用

河川水の利用について調査・検討を行い、消防水利として有効利用を図る。

(2) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点、学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性のある貯水槽や防火水槽等の整備並びにプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。また、防火用井戸の設置も促進する。

4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

工場や危険物施設等においては、火災初期における活動の重要性が益々高まってきており、町及び消防機関は、施設の管理者に対して自衛消防組織の確立強化を促し、火災に対する初動体制を整備するよう指導する。

(2) 消防用設備等の整備充実

火災初期における消火、速やかな火災発生の通知、避難の実施、また消防隊に対する利便の提供などのため、学校や工場等の防火対象物の関係者に対し、消防法第 17 条に規定する消防用設備等を充実、維持させることにより、火災による被害の軽減に努めるよう指導する。

第 3 自主防災活動の推進【地域安全課・消防本部・消防団】

1 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、町は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

2 女性防火クラブ等の育成強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

3 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防・警察等の防災関係機関、自主防災組織・女性防火クラブ等の地域組織・民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第 4 消火活動体制の整備【地域安全課】

1 予防計画の策定

町長は、関係機関・住民の協力を得て、火災予防・消火体制の整備を図るなど計画的に実施できるよう林野火災予防計画を策定する。

2 消火用資機材等の整備

(1) 空中消火用水利の確保

町、消防機関は空中消火の実施に際して必要となる水利について検討・選定するとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等による水利の確保・整備に努める。

(2) 林野火災消火用機械器具の整備

町・関係機関等は、林野火災が発生した場合に初期消火活動が迅速に行えるよう林野火災消火用機械器具を整備しておく。また、山林内の水利の現状を把握し、緊急時における迅速な水利を確保する。

第2節 火災に強い地域づくり

計画の目的

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

【担当】○地域安全課 環境課 都市整備課 産業課 学校教育課 生涯学習課 消防団

町等の役割

第1 火災に強いまちづくり【地域安全課・都市整備課】

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるためには、防災安全空間づくりのための総合的な計画の策定を実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は災害発生時における町民の生命・財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進等

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

そこで、防災上の観点を踏まえながら、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、町マスタープランに基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

第2 火災に強い都市の形成【地域安全課・都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

1 災害に強い都市構造の形成

町は避難路・避難場所や避難所・延焼遮断帯・防火活動拠点ともなる幹線道路・都市公園・河川・緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、町及び事業者等は高層建築物や医療用建築物等について、各々の整備計画に基づきヘリコプターの屋外緊急離着陸場、又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

町は避難場所や避難所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼防止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼防止機能等についての普及啓発を図り、家庭・事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第3 野外堆積物対策【地域安全課・環境課】

町及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備【産業課】

1 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町は林野火災延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化【地域安全課・生涯学習課・消防本部】

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

町、消防署及び事業者は多数の人が出入りする事業所について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建築火災安全対策の充実

町、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたことから、町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、消防署・消防本部との連携を図り、住宅用火災警報器設置の推進を図る

4 文化財等の安全対策

町は町民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導・助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や、収蔵庫・火災報知器・消火栓・避雷針

等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として文化財防火巡回指導を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第2章 火災応急対策

第1節 応急対策

計画の目的

町及び消防機関は、火災が発生した場合、消防機関は現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、住民や事業者等の協力を得ながら消防活動を行うとともに、災害状況によっては、県、他の地域からの応援を得て、消防活動を実施する。

【担当】 ○地域安全課 産業課 消防団

各段階における業務の内容

発生から 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による初期消火 ・被災状況の情報収集、及び分析 ・通報等による消火活動 ・被災者の救助救出活動
発生から 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・多発火災による広域応援要請 ・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保
発生から 6時間以内	
発生から 12時間以内	
発生から 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請
発生から 72時間（3日）以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況により応援増員要請
発生から 1週間以内	

町等の役割

第1 実施体制【地域安全課・産業課】

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
災害警戒本部体制 （第2 配備体制）	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
災害対策本部体制 （第3 配備体制）	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

2 災害警戒本部の設置

副町長は次の基準に該当するとき、高根沢町災害対策本部運営要領第7条（資料編参照）の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- (1) 災害警戒本部設置の基準
 - ①大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合
 - ②その他副町長が必要と認めた場合
- (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。
- (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

 - ①災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき
 - ②災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
 - ③災害対策本部が設置されたとき

3 災害対策本部の設置

町長は次の基準に該当するとき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- (1) 災害対策本部設置の基準
 - ① 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
 - ② その他町長が必要と認めた場合
- (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。
- (3) 災害警戒本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第 2 情報の収集、伝達【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

1 消防本部

- (1) 初期情報の収集

火災発生の通報を受けた消防本部は、直ちに火災発生場所を確認し消防活動を実施するとともに、火災の発生、人的被害の状況等に関する情報収集に努める。
- (2) 関係機関への緊急連絡

情報を元に、次のとおり関係機関に連絡し、必要に応じ所要の措置を要請する。

関係機関	主な要請内容
消 防 団	防災行政無線等により各分団に非常召集をかけ緊急出動をするための措置
関 係 市 町	電話等により連絡し、事前措置、被災者の保護対策に関する措置、警報の伝達、警告の措置
県（消防防災課）	消火活動等のための消防・防災ヘリコプターの緊急運行
警 察 署	警戒区域内への立ち入りの規制及び交通規制に関する措置
近 隣 消 防 本 部	相互応援協定に基づく応援準備措置

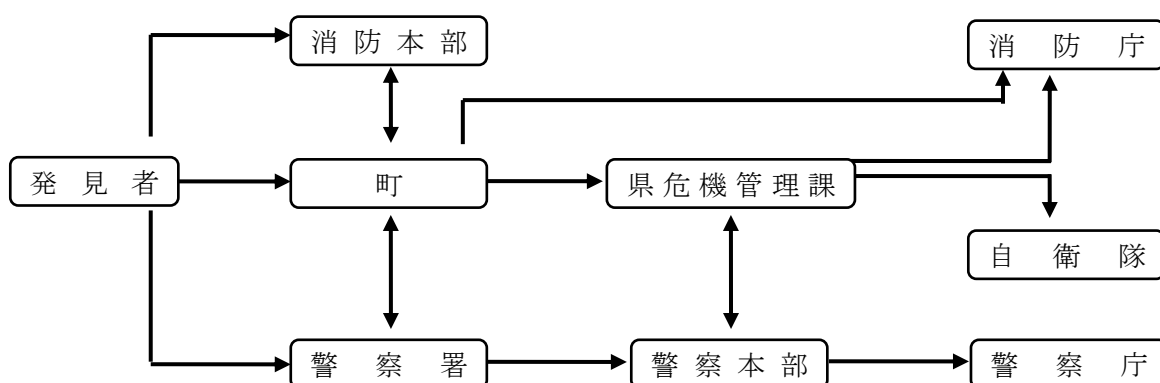
(3) 県等への報告

町及び消防本部は、大規模火災又は林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

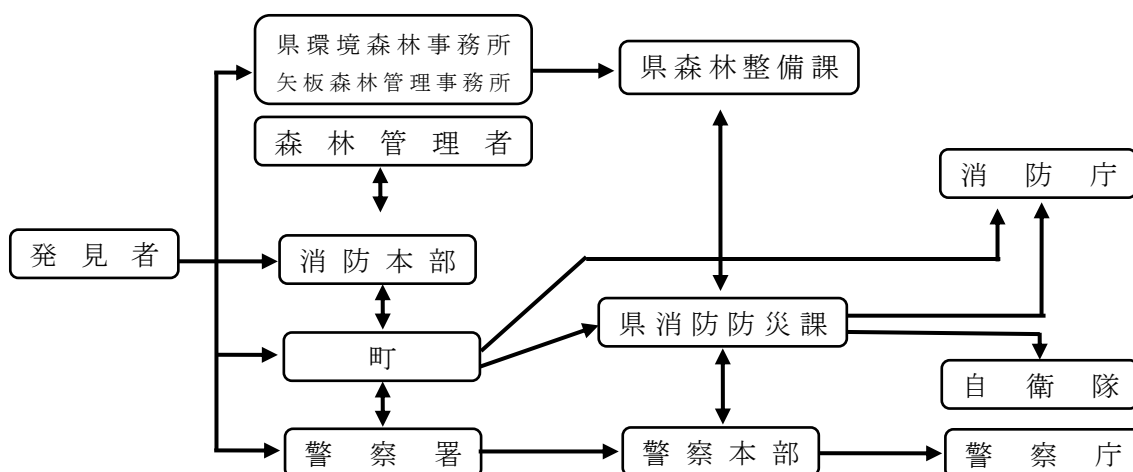
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

参考 大規模な火災情報の収集・伝達系統



参考 林野火災情報の収集・伝達系統



2 警戒体制の措置

気象条件により、林野火災が発生するおそれがある場合、町（消防機関を含む）は次のような警戒を行う。

(1) 危険気象状況等に対する警戒

気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、住民や入林者等

に対して火気取り扱いに関する注意を促すよう努める。知事から火災気象通報を受けたときや気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令し屋外での火気の使用を制限する等の措置を講じる。また、山林内の水利の現況（周囲の障害物や貯水量等）を把握し、緊急時における迅速な利水を確保する。

(2) 森林パトロールの強化

町、消防本部・消防団等による森林パトロールを強化し、付近の住民や入林者に対して林野火災防止の注意を促すよう努める。

3 緊急連絡

(1) 町、消防本部の緊急連絡

通報を受けた町、消防本部は、直ちに火場所を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

関係機関	主な要請等の内容
消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒や地域住民、入林者等の避難誘導のための措置
関係市町	地域住民、入林者等の避難誘導等安全確保のための措置
県（消防防災課）	被害状況の把握、消火活動のための消防・防災ヘリコプターの緊急運航
森林の管理者（森林管理署、森林組合等）	森林内の作業員の安全確保のための措置、消火活動への協力
警察署	地域住民や入林者等の避難誘導等安全確保のための措置、消火活動のための交通規制の実施
近隣消防本部	消火活動の協力（火災が複数の消防本部にまたがる場合又はそのおそれがある場合）

第3 避難【地域安全課・産業課】

1 住民に対する避難の勧告、指示

(1) 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防機関等から、森林内火災発生の通報を受けたときは、入林者は速やかに退去する。

(2) 住民の避難

町長が、火災の延焼により住民等に危険が及ぶと判断し、地域住民に対して避難勧告等があったときは、警察等の指示があったときは警察等の指示に従い、指示がなかったときは、地形や風向きに注意して安全な場所に避難する。

第4 町・消防機関等による消防活動【地域安全課・消防本部・消防団】

1 町・消防本部の消火活動

消防本部は、「塩谷広域行政組合消防本部消防計画」に基づき統制ある消防活

動を行い、火災防ぎょ活動を実施する。

(1) 火災状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防無線、参集職員等により情報を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防無線通信網を効果的に運用し、消防団と消防本部との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 同時多発火災への対応

① 消防水利の確保

町は、同時多発火災に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・ため池等の自然水からの取水等、消防水利の多様化に努める。

② 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性が実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。大規模工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、消防隊を集中して消火活動にあたる。

③ 飛火警戒の実施

現地指揮本部を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第一次火災によって発生する第二次、第三次火災の警戒にあたる。

④ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止又は制限する。

⑤ 救急救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携のうえ、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により火災等の災害発生が予想された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止策（火気の停止、ガス、電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅の通電時の出火等、警戒活動を行う。

① 警戒出動

火災注意報又は警報が発生した場合、その他特殊な事情により警戒出動を

要請する場合には、直ちに当該分団長に警戒要員の出動を要請する。分団長はあらかじめ分団員のなかから要員及び責任者を指名しておき、出動の要請を受けた場合は、電話及び防災行政無線（同報系）、携帯電話向け電子メール、防災行政無線（移動系）その他の方法により直ちに出動を命ずるものとする。

② 火災出動

火災が延焼拡大し、もしくは拡大するおそれがある場合、並びに延焼阻止の見通しが見えない場合は、全団員の出動を要請する。

(3) 救急救助

防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い安全な場所へ搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

災害等が発生した場合、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため差し迫った必要があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、町長又は所轄消防本部消防長が県（県民生活部）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

第5 他の消防機関に対する応援要請【地域安全課】

1 消防相互応援

消防団及び消防本部では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援計画」等により塩谷広域消防本部消防長が町長及び知事に報告のうえ、地区代表消防機関の消防長に連絡し応援を要請する。

2 その他の協定

上記1による他、町で個別に締結している協定に基づき応援を要請する。

3 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（県民生活部）に消防組織法第44条第1項の規定により、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請依頼する。

4 自衛隊の派遣要請

町長は、必要があると認めるときは知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

第2節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 災害救助法の適用 第5節」を準用する。

第3節 施設、設備の応急対策

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第4節 広報対策

計画の目的

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

【担当】○ 総務課 企画課 地域安全課

町等の役割

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第1 情報発信【企画課・地域安全課】

町及び関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつ、きめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応【総務課・地域安全課】

町は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第3章 復旧

第1節 復旧

計画の目的
火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、町や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。
【担当】 ○ 地域安全課 産業課

町等の役割

第1 施設の復旧

町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。